

(証券コード9353)  
平成28年6月10日

株 主 各 位

大阪市此花区梅町一丁目1番11号

**櫻島埠頭株式会社**

代表取締役社長 平井 正博

## 第74回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第74回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月28日(火曜日)午後5時までには到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月29日(水曜日)午前10時
2. 場 所 大阪市港区弁天一丁目2番1号(ORC200内)  
ホテル大阪ベイタワー22階 青雲の間
3. 目的事項  
報告事項  
1.第74期(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
2.第74期(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)計算書類報告の件  
決議事項  
第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 定款一部変更の件  
第3号議案 取締役5名選任の件  
第4号議案 監査役1名選任の件  
第5号議案 補欠監査役1名選任の件  
第6号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎法令及び当社定款第14条の規定に基づき、連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.sakurajima-futo.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。  
なお、本招集ご通知の添付書類に記載されている連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.sakurajima-futo.co.jp/>) に掲載させていただきます。

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

#### 期末配当に関する事項

当社は、安定的な配当を継続することを利益配分の基本方針といたしております。第74期の剰余金の配当につきましては、業務環境の動向、財務状況等を総合的に勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類  
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき1円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は15,017,568円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成28年6月30日といたしたいと存じます。

### 第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由  
事業の多角化に備えるため、現行定款第2条（目的）に目的事項を追加するものであります。
2. 変更の内容  
変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1. } (条文省略)	1. } (現行どおり)
12. } (新 設)	12. 13. <u>輸送、荷役用機器の売買および賃貸ならびにその代理業</u>
13. 前各号に関連する事業	14. 前各号に関連する事業

### 第3号議案 取締役5名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（5名）は任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	ひらい まさひろ 平井 正博 (昭和28年1月3日生) <b>再任</b>	昭和51年4月 株式会社日本長期信用銀行入行 平成11年4月 同行東京支店営業第四部長 平成12年6月 株式会社新生銀行東京支店営業第一部長 平成13年2月 同行首都圏営業部長 平成13年7月 同行営業第八部長 平成14年4月 同行名古屋支店長 平成16年4月 新生セールスファイナンス株式会社（現 株式会社アプラス）代表取締役社長 平成18年4月 昭和オートレンタリース株式会社代表取締役副社長 平成20年10月 同社専務取締役 平成22年4月 日本カーソリューションズ株式会社 執行役員営業企画部長 平成25年6月 イノベーションプランニングズ株式会社代表取締役 (現在に至る) 平成26年6月 当社社外取締役 平成27年6月 当社代表取締役社長（現在に至る） 経営企画部担当	7,000株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b> 平井正博氏を取締役の候補者とした理由は、金融機関等で培われた豊富な経験と高い見識に基づいた優れた経営能力をもとに、引き続き取締役として当社グループの事業戦略を統括し、当社グループの持続的な成長と企業価値の向上の実現を図るとともに、グループ全体の監督を適切に行うことができるものと判断したためであります。</p>			
2	はやし まさと 林 正登 (昭和28年12月20日生) <b>再任</b>	昭和51年4月 当社入社 平成12年7月 当社管理部長 平成18年10月 当社施設管理ユニットマネージャー 平成19年6月 当社取締役（現在に至る） 営業部・業務部・施設管理部担当	86,630株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b> 林正登氏を取締役の候補者とした理由は、営業部門等で培われた豊富な経験と実績をもとに、引き続き取締役としてお客様や取引先との関係強化を通じて、当社グループの持続的な成長と企業価値の向上の実現を図るとともに、グループ全体の監督を適切に行うことができるものと判断したためであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	<p>増田康正 (昭和31年12月5日生)</p> <p>再任</p>	<p>昭和56年4月 当社入社 平成18年10月 当社総務ユニットマネージャー 平成23年6月 当社取締役（現在に至る） 総務部担当</p>	57,500株
	<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>増田康正氏を取締役の候補者とした理由は、総務部門を中心とした豊富な業務経験をもとに、引き続き取締役として管理部門の機能強化を通じて、当社グループの持続的な成長と企業価値の向上の実現を図るとともに、グループ全体の監督を適切に行うことができるものと判断したためであります。</p>		
4	<p>鈴木弘志 (昭和26年6月25日生)</p> <p>再任</p>	<p>昭和49年4月 株式会社日本興業銀行入行 平成11年9月 同行大阪営業第三部長 平成14年9月 ニヤク物産株式会社（現 ニヤクトレーディング株式会社）常務取締役 平成17年9月 株式会社ニヤクコーポレーション常務執行役員 平成19年9月 同社取締役（現在に至る） 平成24年6月 当社社外取締役（現在に至る） 平成26年9月 ニヤクトレーディング株式会社代表取締役社長（現在に至る）</p> <p>（重要な兼職の状況） 株式会社ニヤクコーポレーション取締役 ニヤクトレーディング株式会社代表取締役社長</p>	0株
	<p>【社外取締役候補者とした理由】</p> <p>鈴木弘志氏を社外取締役の候補者とした理由は、経営者としての豊富な経験と高い見識を引き続き当社の経営に活かしていただくためであります。同氏は、幅広い見地からの当社の経営に対する的確な助言、独立の立場からの監督機能の発揮などにより、社外取締役としての職務を適切に遂行いただいていることから、当社の社外取締役として適任であると判断しております。なお、同氏は株式会社ニヤクコーポレーションの取締役であり、同社は当社の大株主であります。同社との間に重要な取引はありません。また、同氏が代表取締役社長を務めるニヤクトレーディング株式会社との間に、資本関係及び取引関係はありません。従いまして、当社は同氏の兼職先から制約等を受けることはなく、同氏は独立性を有しているものと認識しております。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5	い が ら し ひ で お 五十嵐英男 (昭和19年1月30日生) <b>新任</b>	昭和44年4月 大阪市入庁 平成6年4月 大阪市港湾局臨海部開発計画担当部長 平成10年4月 同局企画振興部長 平成12年4月 財団法人大阪港埠頭公社理事 平成14年4月 大阪市港湾局長 平成16年3月 大阪市退職 平成17年7月 財団法人大阪港開発技術協会理事長 平成18年6月 財団法人大阪国際交流センター（現 公益財団法人大阪国際交流センター）理事長 平成21年6月 同センター理事長退任 平成22年6月 大阪港振興協会（現 公益社団法人大阪港振興協会）会長 平成25年6月 同協会会長退任	0株
<p><b>【社外取締役候補者とした理由】</b> 五十嵐英男氏を社外取締役の候補者とした理由は、行政等に係わり培われた豊富な経験、知識等を当社の経営に活かしていただくためであります。同氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、それらの経験・知識等に基づく幅広い見地から、当社の経営に対する的確な助言、独立の立場からの監督機能の発揮などにより、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。なお、同氏は過去において当社が事業用地を賃借している大阪市港湾局の局長を務めておりましたが、平成16年に退職しており、大阪市港湾局との関係はなく、独立性を有しているものと認識しております。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。  
2. 鈴木弘志氏及び五十嵐英男氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。  
3. 鈴木弘志氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。

#### 第4号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役 葛原史朗氏は任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び 重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
く ず は ら し ろ う 葛原史朗 (昭和33年10月16日生) <b>再任</b>	昭和56年4月 当社入社 平成18年10月 当社経理チームリーダー 平成20年2月 当社経営企画チームリーダー 平成24年2月 当社内部監査室チームリーダー 平成24年6月 当社常勤監査役（現在に至る）	33,000株
<p><b>【監査役候補者とした理由】</b> 葛原史朗氏を監査役の候補者とした理由は、業務や総務部門、また内部監査に携わるなど豊富な知識と経験を有しており、平成24年から常勤監査役としての実績を踏まえ、引き続き監査役として監査体制の一層の充実を図ることができると判断したためであります。</p>		

- (注) 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

## 第5号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び 重要な兼職の状況	所有する当社の 株式数
もとおち たかし 本落孝志 (昭和18年5月19日生)	昭和37年4月 大阪国税局入局 平成14年7月 生野税務署長辞職 平成14年8月 税理士登録 本落孝志税理士事務所開設 (現在に至る)	0株
【補欠の社外監査役候補者とした理由】 本落孝志氏を補欠の社外監査役の候補者とした理由は、長年税務行政に係わり培われた豊富な経験・知識等を当社の監査体制に活かしていただくためであります。同氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、それらの経験・知識等に基づく幅広い見地から、当社の経営に対する的確な助言、独立の立場からの監督機能の発揮などにより、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。		

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。  
2. 本落孝志氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

## 第6号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって、取締役 島井章吉氏は任期満了により退任されますので、その在任中の功勞に報いるため、当社の定める一定の基準による相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は取締役会（ただし、監査役在任期間分については監査役の協議）にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
しまい あきよし 島井章吉	平成23年6月 当社社外監査役 平成27年6月 当社社外取締役 (現在に至る)

以上

## 事業報告

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

## (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度のわが国経済は、政府の経済政策や日銀の金融緩和政策により企業業績や雇用情勢の改善が進み、緩やかな回復基調となりましたが、中国や米国の景気減速懸念を背景に、年明けから金融市場は不安定な動きとなっており、今後の景気の先行きについては不透明な状況となっております。

このような情勢のもと、当社グループは、設備稼働率を最大化する貨物の獲得とノンアセットビジネスの拡大を営業の根幹とし、伝統的な貨物の取扱いを堅持しつつ新規顧客・既存顧客に係る新規事業を戦略的にフォローする体制の強化に努め、積極的な営業活動を推し進めるとともに、業務フローを見直すことにより、更に一層のコスト削減に取り組んでまいりました。

しかしながら、当連結会計年度の売上高は、ばら貨物における海上運送貨物量の減少や液体貨物における運送請負契約の満了などが大きく影響し、44億6千4百万円となり、前連結会計年度に比べ2億9百万円、4.5%の減収となりました。

一方、売上原価は、コスト削減努力が奏効し諸経費が減少したほか減価償却費も減少したため、39億2千8百万円となり、前連結会計年度に比べ2億6千7百万円、6.4%減少しました。販売費及び一般管理費につきましては、4億5千万円となり、前連結会計年度に比べ3千万円、7.2%の増加となりました。

以上により、当連結会計年度の営業利益は、8千4百万円となり、前連結会計年度に比べ2千7百万円、48.4%の増益となりました。経常利益は、受取配当金などの営業外収益を得たことなどから1億3千2百万円となり、前連結会計年度に比べ2千6百万円、25.3%の増益となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、危険物倉庫に係る中途解約の補償金4千9百万円を特別利益に計上したことなどから、1億5千5百万円となり、前連結会計年度に比べ7千2百万円、86.7%の増益となりました。

セグメント別の営業の概況は、次のとおりです。

## (ばら貨物セグメント)

大型クレーンを使用する荷役業務は、暖冬の影響による融雪用塩の入着数量の減少などがありましたが、石炭やソーダ灰などの入着数量が増加したことから、総荷役数量は315万トンと、前連結会計年度に比べ2.5%の増加となりました。



この結果、荷役業務の売上高は9億7千5百万円となり、前連結会計年度に比べ0.9%の増収となりました。

一方、海上運送業務につきましては、内航船運送における石炭の取扱数量が減少したことなどにより、売上高は4億6千2百万円と、前連結会計年度に比べ18.1%の減収となりました。

保管業務につきましては、石炭とイルメナイトの野積保管数量が増加したことなどにより、売上高は3億5千5百万円となり、前連結会計年度に比べ7.4%の増収となりました。

その他の業務につきましては、売上高は5億6千7百万円と、前連結会計年度に比べ0.8%の微増となりました。

以上により、ばら貨物セグメントの売上高は23億6千1百万円となり、前連結会計年度に比べ6千4百万円、2.6%の減収となりました。

### (液体貨物セグメント)

石油類につきましては、白油は、取扱数量が減少し減収となりました。重油は保管数量が減少したものの、荷動きが好調であったことなどから増収となりました。工業用原油は、荷動きが好調な貨物もありましたが、契約満了による稼働タンクの減少や運送業務が終了したことにより、大幅な減収となりました。アスファルトは前期並みとなりました。この結果、売上高は8億6千万円と、前連結会計年度に比べ1億5百万円、10.9%の減収となりました。

化学品類につきましては、酢酸の取扱数量が増加したものの、一般的に貨物の荷動きが低調に推移したことにより、売上高は2億1千3百万円と、前連結会計年度に比べ5百万円、2.6%の減収となりました。

以上により、液体貨物セグメントの売上高は10億7千3百万円となり、前連結会計年度に比べ1億1千1百万円、9.4%の減収となりました。

### (物流倉庫セグメント)

危険物倉庫は、荷動きの少ない塗料の原材料倉庫になったことなどにより荷役業務の収入が減少し、売上高は1億1千1百万円と、前連結会計年度に比べ1千4百万円、11.4%の減収となりました。

低温倉庫につきましては、主に保管業務で減収になったことにより、売上高は6億8百万円と、前連結会計年度に比べ1千1百万円、1.8%の減収となりました。

冷蔵倉庫につきましては、夏場の取扱数量の減少により、売上高は2億6百万円と、前連結会計年度に比べ8百万円、3.8%の減収となりました。

食材加工施設につきましては、売上高は7千9百万円と、前連結会計年度並みとなりました。

以上により、物流倉庫セグメントの売上高は10億6百万円となり、前連結会計年度に比べ3千3百万円、3.2%の減収となりました。

### (その他のセグメント)

売電事業を中心とするその他セグメントの売上高は2千2百万円となり、前連結会計年度並みとなりました。

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資額は6千3百万円であり、その主なものは、液体貨物セグメントの化学消防車2千5百万円であります。

## (3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、長期運転資金として1億5千万円を金融機関より借入れております。

## (4) 対処すべき課題

当社グループは、グローバル化の進展により、企業の競争が一段と厳しくなり、事業環境の変化も速まっていることから、関西最大の港湾地区に位置する利点を活かしつつ、産業・社会のニーズにマッチした設備の充実と将来を見据えた新たな事業展開を追求することにより、将来のいかなる環境においても生き残り成長できる収益力と推進力を有する企業となることを目標としております。

その目標を達成する戦略として、以下の4項目を課題として掲げております。

1. 設備稼働率を最大化する営業推進
2. 物流への積極的関与による付加価値増大
3. 既存機能の多角化による収益力強化
4. ソフトパワーの高度化

また、コンプライアンス意識向上や安全強化等に向けた社員教育の充実、内部統制や社員の行動基準等の自主監査の充実、安全衛生の確保などを通じて社会的責任の向上についても取り組んでまいります。

## (5) 財産及び損益の状況の推移

## ①企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 71 期 (平成25年3月期)	第 72 期 (平成26年3月期)	第 73 期 (平成27年3月期)	第 74 期 (当連結会計年度) (平成28年3月期)
売 上 高	—	4,334百万円	4,673百万円	4,464百万円
経 常 利 益	—	50百万円	106百万円	132百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	—	54百万円	83百万円	155百万円
1株当たり当期純利益	—	3円64銭	5円56銭	10円38銭
総 資 産	—	5,790百万円	6,145百万円	5,440百万円
純 資 産	—	3,314百万円	3,639百万円	3,484百万円

(注) 第72期が連結計算書類の作成初年度であるため、第71期につきましては記載しておりません。

## ②当社の財産及び損益の状況

区 分	第 71 期 (平成25年3月期)	第 72 期 (平成26年3月期)	第 73 期 (平成27年3月期)	第 74 期 (当事業年度) (平成28年3月期)
売 上 高	4,721百万円	4,334百万円	4,473百万円	4,268百万円
経 常 利 益	159百万円	50百万円	121百万円	135百万円
当 期 純 利 益	86百万円	54百万円	99百万円	156百万円
1株当たり当期純利益	5円76銭	3円64銭	6円60銭	10円43銭
総 資 産	5,763百万円	5,756百万円	6,108百万円	5,416百万円
純 資 産	3,267百万円	3,314百万円	3,655百万円	3,500百万円

## (6) 重要な親会社及び子会社の状況等

- ① 親会社の状況  
当社は親会社を有していません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
浪花建設運輸株式会社	40百万円	100%	陸上貨物自動車運送業

- ③ 重要な企業結合の状況  
埠頭ジャスタック株式会社は当社の議決権の18.8%を所有しております（外に同社の緊密な者又は同意している者の所有割合が9.5%あります）。当社は、同社を業務内容に精通した会社として船内荷役並びに構内作業等の業務の委託及び設備修理等の工事の発注を行っております。
- ④ 事業年度末日における特定完全子会社の状況  
該当事項はありません。

## (7) 主要な事業内容（平成28年3月31日現在）

港湾運送事業、倉庫業、陸上貨物自動車運送業、貨物利用運送業、売電事業、損害保険代理業

## (8) 主要な事業所（平成28年3月31日現在）

### ① 当社

名称	所在地	名称	所在地
本社	大阪市此花区	石油埠頭	大阪市此花区
東京営業所	東京都中央区	梅町油槽所	大阪市此花区
ばら貨物埠頭	大阪市此花区	物流倉庫	大阪市此花区

### ② 子会社

会社名	名称	所在地
浪花建設運輸株式会社	本社	大阪市大正区

## (9) 従業員の状況 (平成28年3月31日現在)

## ①企業集団の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
79名	△ 6名

(注) 従業員数は就業人員数であります。なお、使用人兼務役員を含んでおりますが、臨時雇用者数は含んでおりません。

## ②当社の状況

従業員数 (前期末比増減)	平均年齢	平均勤続年数
60 (△ 3)名	45.3歳	18.8年

(注) 従業員数は就業人員数であります。なお、臨時雇用者数は含んでおりません。

## (10) 主要な借入先 (平成28年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社日本政策投資銀行	171 <sup>百万円</sup>
株式会社三菱東京UFJ銀行	117
三菱UFJ信託銀行株式会社	117
株式会社三井住友銀行	117
株式会社りそな銀行	114
株式会社新生銀行	20
日本生命保険相互会社	117

## (11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項（平成28年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 40,000,000株  
(2) 発行済株式の総数 15,400,000株（自己株式382,432株を含む。）  
(3) 株 主 数 1,159名  
(4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持株比率
埠 頭 ジ ャ ス タ ッ ク 株 式 会 社	2,810 <sup>千株</sup>	18.7%
株 式 会 社 ニ ヤ ク コ ー ポ レ ー シ ョ ン	2,336	15.6
原 徹	1,094	7.3
日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 ( 信 託 口 )	769	5.1
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	480	3.2
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	444	3.0
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	384	2.6
三 井 住 友 海 上 火 災 保 険 株 式 会 社	308	2.1
青 木 達 也	275	1.8
株 式 会 社 大 水	250	1.7

(注) 持株比率は発行済株式の総数から自己株式を除く15,017,568株により算出しており、総議決権数14,966個により算出する議決権比率とは値が異なる場合があります。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項（平成28年3月31日現在）

該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の氏名等（平成28年3月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	平井正博	経営企画部担当
取締役	林正登	営業部・業務部・施設管理部担当
取締役	増田康正	総務部担当
取締役	鈴木弘志	株式会社ニヤクコーポレーション取締役 ニヤクトレーディング株式会社代表取締役
取締役	島井章吉	島井公認会計士事務所所長
常勤監査役	葛原史朗	
監査役	鹿島文行	DBJキャピタル株式会社代表取締役 DBJ投資アドバイザー株式会社代表取締役
監査役	遠藤眞廣	遠藤公認会計士事務所所長

- (注) 1. 取締役 鈴木弘志氏及び島井章吉氏は社外取締役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員としての届出を行っております。
2. 監査役 鹿島文行氏及び遠藤眞廣氏は社外監査役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員としての届出を行っております。
3. 監査役 鹿島文行氏は金融機関での理事及び事業会社での経理担当取締役としての豊富な経験を有しており、監査役 遠藤眞廣氏は公認会計士・税理士の資格を有しております。両氏とも財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

### (2) 当事業年度中の取締役及び監査役の異動

- ① 平成27年6月26日開催の第73回定時株主総会において、島井章吉氏が新たに取締役に選任され、就任いたしました。
- ② 平成27年6月26日開催の第73回定時株主総会において、遠藤眞廣氏が新たに監査役に選任され、就任いたしました。
- ③ 平成27年6月26日開催の第73回定時株主総会終結の時をもって、代表取締役社長 森中通裕氏が任期満了により、退任いたしました。
- ④ 平成27年6月26日開催の第73回定時株主総会終結の時をもって、監査役 島井章吉氏が任期満了により、退任いたしました。

### (3) 責任限定契約の内容の概要

会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が定める額を限度とする契約を締結できる旨を定款に定めております。なお、当該契約は締結しておりません。

#### (4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係（平成28年3月31日現在）

社外取締役鈴木弘志氏は株式会社ニヤクコーポレーションの取締役及びニヤクトレーディング株式会社の代表取締役であります。なお、株式会社ニヤクコーポレーションは当社の株式2,336千株（持株比率15.6%）を保有しておりますが、同社との間に取引関係はありません。また、当社とニヤクトレーディング株式会社の間には、資本関係及び取引関係はありません。

社外取締役島井章吉氏は公認会計士事務所を営んでおります。同事務所と当社の間には取引関係はありません。

社外監査役鹿島文行氏はDB Jキャピタル株式会社及びDB J投資アドバイザリー株式会社の代表取締役であります。なお、DB Jキャピタル株式会社及びDB J投資アドバイザリー株式会社と当社の間には、資本関係及び取引関係はありません。

社外監査役遠藤眞廣氏は公認会計士事務所を営んでおります。同事務所と当社の間には取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社外取締役	鈴木 弘 志	当事業年度に開催された取締役会13回全てに出席し、主に企業経営者としての豊富な経験と高い見識に基づき発言を行っております。
社外取締役	島 井 章 吉	就任後、当事業年度に開催された取締役会10回全てに出席し、主に公認会計士、税理士として企業の会計、税務に係わり培われた豊富な経験と知識に基づき発言を行っております。
社外監査役	鹿 島 文 行	当事業年度に開催された取締役会13回中12回及び監査役会14回中13回に出席し、主に企業経営者としての豊富な経験と高い見識に基づき発言を行っております。
社外監査役	遠 藤 眞 廣	就任後、当事業年度に開催された取締役会10回及び監査役会10回全てに出席し、主に公認会計士、税理士としての専門的な知見からの発言を行っております。



(5) 取締役及び監査役の報酬等の総額

	人 数	報酬等の総額
取 締 役	5名	57百万円
監 査 役	4名	23百万円
合 計	9名	81百万円

- (注) 1. 報酬等の総額には役員退職慰労引当金の当事業年度繰入額を含んでおります。  
 2. 上記のうち、社外役員に対する報酬等の総額は4名13百万円であります。  
 3. 上記のほか、平成27年6月26日開催の定時株主総会決議に基づき、退任取締役1名に対し役員退職慰労金63百万円を支給しております。なお、当該金額は過年度の事業報告において役員の報酬等の総額に含めた役員退職慰労引当金の繰入額及び役員退職慰労引当金の当事業年度引当額の合計額であります。  
 4. 当事業年度末現在の人員は、取締役5名、監査役3名であります。なお、上記の支給人員との相違は役員の異動及び無報酬の取締役1名が存在することによるものであります。

(6) 役員の報酬等の額の決定に関する方針

役員報酬については、株主総会において定められた報酬総額の限度内で各役員へ配分するものとしております。その配分は、取締役については取締役社長が会社の業績等を勘案して作成した各取締役の報酬等についての原案を、独立社外取締役を含む取締役会に諮った上で、監査役については監査役の協議の上、それぞれ決定するものとしております。なお、今後は、取締役の報酬については、独立社外取締役及び社外監査役を構成員とする諮問委員会の意見等を踏まえて、取締役会が報酬等の額を決定することとしております。現在、業績に対するインセンティブは付与しておりませんが、業務執行取締役の報酬等について、業績連動報酬を取り入れる方向で今後検討してまいります。

また、役員の就任期間全体にわたる功労として役員退職慰労金を支給することとしております。役員退職慰労金については、株主総会において役員退職慰労金規程に基づく相当額の範囲内で、取締役については取締役会、監査役については監査役の協議に一任する旨の承認を得た上、それぞれ決定するものとしております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	21百万円
② 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21百万円

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、職務の遂行状況及び報酬の実績の推移、報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。  
 2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 非監査業務の内容

再生可能エネルギー固定価格買取制度の減免申請に関する確認業務

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。また、上記の場合のほか、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合や適正な監査体制の確保、向上のために会計監査人の変更が妥当であると認められる場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。これらの場合、監査役会が選定した監査役が解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

### (5) 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

契約の新規の締結に関する業務の停止（平成28年1月1日から平成28年3月31日の3ヶ月）

## 6. 業務の適正を確保するための体制

当社は業務の適正を確保するための体制の整備について取締役会において決議しております。その概要及び運用状況は以下のとおりであります。

### (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役は、原則月1回開催する取締役会のほか、原則週1回開催する経営会議において、取締役会規程及び経営会議規程に基づき重要な業務執行に関する事項の審議・決定と重要事項に関する報告を行う。また、各担当取締役は、業務が法令・定款その他諸規則に従い適法かつ適切であるかどうかを判断し執行する。

監査役は、取締役から担当業務に関する情報を適宜聴取するとともに、取締役会及び経営会議に出席しその業務が適法かつ適正かを監査し、必要に応じて意見を述べる。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、当社の「文書管理規程」に従い取締役の職務執行に係る文書・電磁的記録の保存及び管理を行い、他の取締役及び監査役からの文書の閲覧要請に備える。

### (3) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

各部の所管業務に付随するリスク管理は、当該担当部が行うとともに、防災、環境等の各個別委員会（以下、個別委員会という。）が、当該委員会所管業務のリスク管理を横断的に行う。

子会社の業務に付随するリスク管理については、管轄する営業部が子会社の社長とともに行う。子会社を含む企業集団の総合的リスク管理に関しては、代表取締役社長を委員長とする「リスク管理とコンプライアンスに関する委員会」（以下、RC委員会という。）が行う。RC委員会は、定期に開催され、監査役も出席し、必要に応じて意見を述べる。

**(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

各部及び各個別委員会の職務の職掌、権限を明確にし、情報処理の効率化と情報の社内共有化を促進し、コンプライアンスに留意しつつ、経営目標の使用人への浸透を図りその達成に向け職務執行の効率性確保に継続して努力する。

**(5) 使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制**

代表取締役社長は、コンプライアンス・ポリシーを表明し、使用人に対し明確な行動基準を示す。

各部・各個別委員会は、その所管業務に付随するコンプライアンス管理（教育を含む。）を行う。RC委員会は、全社管理を行う。また、RC委員会の統括のもと、内部監査室がコンプライアンスに関する内部監査機能を担う。

また、内部通報制度を設ける。

**(6) 当社及び子会社における業務の適正を確保するための体制**

子会社の業務の執行については、その自律性を尊重しつつも、当該子会社を管轄する営業部と総務部が「子会社等管理規程」に基づき適切に管理する。営業部と総務部は、定期に子会社の経営内容に係る情報を収集し検証を行う。両部の担当取締役は、その結果を取締役会へ報告する。子会社に係る承認事項については、営業部が子会社とともに検討し、経営会議または稟議書により代表取締役社長の決裁を受ける。また、監査役及び内部監査室は、必要に応じて子会社の業務監査または会計監査を実施し適法性について監査する。代表取締役社長は、当社のコンプライアンス・ポリシーと行動基準を子会社と協力会社に対し明確に示す。

**(7) 当社及び子会社の取締役及び使用人の監査役への報告体制その他監査役への報告に関する体制及び監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制**

当社及び子会社の取締役及び使用人は、監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。また、法令等の違反行為や、当社または子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある重要事実などを発見した場合は、内部通報制度等によりその内容を監査役に伝達しなければならない。なお、当該通報をしたことを理由として、会社は通報者に対し不利益な取扱いを行うことを禁止する。また、監査役は、職務の執行に必要なないと認められた場合を除き、会社の費用負担で独自に外部専門家（公認会計士、弁護士等）に助言を求めることや、調査、鑑定その他の事務を委託することができる。

**(8) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項**

監査役の要請がある場合には、監査役の職務を補助すべき使用人を任命し、当該使用人に対する指揮命令権は監査役会に属する。当該使用人の異動、評価等を行う場合は、予め監査役会の承認を求めなければならない。

**(9) 反社会的勢力排除に向けた体制**

コンプライアンス・ポリシーと行動基準に、反社会的勢力からの取引や金銭の要求には毅然と対応し、一切関係を持たない旨を明記するとともに、社内研修等を通じて周知徹底を図る。また、総務部が中心となり、外部の専門機関と連携して情報の収集、交換を行うなど反社会的勢力排除に向けた体制を整備する。

## (10) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社ではコンプライアンス・ポリシーと行動基準をホームページ及び社内イントラに掲示するなどし、当社グループ内への周知を図っております。また、その遵守状況については内部監査室による内部監査の際に評価を行っており、法令及び定款違反の発生又は発生する恐れが認められる場合には、厳正な調査等を実施して、再発防止を図っております。

職務の執行に際しては、当事業年度において取締役会は13回、経営会議は54回開催され、取締役会規程及び経営会議規程に基づき重要な業務執行に係る審議・決定と報告が行われました。使用人に対しては経営会議の審議、報告内容を通知し、情報の共有化を図るとともに、職務分掌規程及び職務権限規程により各部の職掌、権限を明らかにしております。

内部通報制度については、内部通報制度規程により内部通報に係る調査への協力義務、内部通報実施者に対する不利益取扱いの禁止などが規定されており、その運用状況は内部監査室がモニタリングしております。

リスクに対しては、リスク管理規程に基づき各部が所管業務に係るリスク管理状況報告書を作成し、RC委員会で検証を行いました。なお、RC委員会は当事業年度において6回開催されております。

監査役は取締役会、経営会議及びRC委員会に参加し、必要に応じて監査役の意見を述べるとともに、代表取締役及び会計監査人と定期的に会合し、コンプライアンスや内部統制等について意見交換を行っております。また、監査役補助使用人規程を設け、監査役を補助すべき使用人に関する事項及び取締役からの独立性に関する事項を定めております。

子会社に対しては子会社管理規程に基づき子会社の経営に係る審議・決定及び報告が取締役会及び経営会議で行われ、監査役及び内部監査室は定期的に子会社を訪問し必要な監査を実施いたしました。

## 7. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は財務報告の信頼性を確保するための「財務報告の基本方針」を取締役会において決議しております。その方針・原則は以下のとおりであります。

財務報告の信頼性の確保は企業活動の根幹であるため、当社並びに当社の子会社及び関連会社は、財務報告の重要な事項に虚偽記載が生じることがないように、以下の基本方針に基づき、適正な財務情報を開示し、経営の透明性を確保して堅実な企業経営を実施する。

1. 一般に公正妥当と認められる会計基準その他の関連法規に準拠し作成した財務報告を適時に開示することにより、情報開示の透明性及び公平性を確保する。
2. 全ての役員は、財務報告に係る内部統制の役割の重要性を強く認識し、自らの業務との関連において、適切な内部統制の整備及び運用に努める。
3. 構築した内部統制の仕組みが有効に機能しているかどうかを確認するため、定期的かつ継続的に内部統制の整備及び運用状況の評価を実施するとともに、不備がある場合は是正の為に適切な対応を図る。
4. 毎年「財務報告の基本方針」の内容を見直し、変更の有無に拘らず、当社の取締役会において「財務報告の基本方針」について決議を行う。

本事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てております。  
また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

## 連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	千円	(負債の部)	千円
<b>流動資産</b>	<b>1,519,083</b>	<b>流動負債</b>	<b>924,074</b>
現金及び預金	1,028,076	支払手形及び買掛金	194,924
売掛金	381,924	短期借入金	20,000
リース投資資産	6,921	1年内返済予定の長期借入金	289,530
有価証券	49,995	リース債務	17,337
貯蔵品	21,809	未払法人税等	15,677
その他の金	33,396	賞与引当金	35,957
貸倒引当金	△3,041	その他	350,647
<b>固定資産</b>	<b>3,921,015</b>	<b>固定負債</b>	<b>1,031,898</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>1,787,957</b>	長期借入金	466,400
建物及び構築物	1,212,744	リース債務	165,279
機械装置及び運搬具	340,297	繰延税金負債	243,054
工具、器具及び備品	52,343	役員退職慰労引当金	66,483
リース資産	173,271	環境対策引当金	59,221
建設仮勘定	9,301	退職給付に係る負債	2,076
<b>無形固定資産</b>	<b>190,115</b>	資産除去債務	20,657
借地権	173,737	その他	8,725
のれん	5,698	<b>負債合計</b>	<b>1,955,973</b>
その他	10,679	(純資産の部)	
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,942,942</b>	<b>株主資本</b>	<b>3,021,442</b>
投資有価証券	1,508,974	資本金	770,000
退職給付に係る資産	109,389	資本剰余金	365,161
その他	324,578	利益剰余金	1,940,679
		自己株式	△54,399
		その他の包括利益累計額	462,683
		その他有価証券評価差額金	462,683
		<b>純資産合計</b>	<b>3,484,125</b>
<b>資産合計</b>	<b>5,440,098</b>	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>5,440,098</b>

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

科 目	金 額	
	千円	千円
売 上 高		4,464,037
売 上 原 価		3,928,443
<b>売 上 総 利 益</b>		<b>535,593</b>
販売費及び一般管理費		450,732
<b>営 業 利 益</b>		<b>84,861</b>
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,142	
受 取 配 当 金	45,710	
そ の 他	19,063	65,916
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	13,168	
そ の 他	4,664	17,832
<b>経 常 利 益</b>		<b>132,945</b>
特 別 利 益		
受 取 補 償 金	49,200	
保 険 解 約 返 戻 金	3,733	
ゴ ル フ 会 員 権 売 却 益	3,229	
固 定 資 産 売 却 益	2,864	59,027
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 売 却 損		18,297
<b>税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益</b>		<b>173,675</b>
法人税、住民税及び事業税	19,300	
法人税等調整額	△1,480	17,819
<b>当 期 純 利 益</b>		<b>155,855</b>
<b>親会社株主に帰属する当期純利益</b>		<b>155,855</b>

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

（平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで）

（単位 千円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	770,000	365,161	1,799,843	△54,246	2,880,758
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△15,018		△15,018
親会社株主に帰属 する当期純利益			155,855		155,855
自己株式の取得				△153	△153
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	140,836	△153	140,683
当 期 末 残 高	770,000	365,161	1,940,679	△54,399	3,021,442

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括 利益累計額合計	
当 期 首 残 高	758,942	758,942	3,639,701
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△15,018
親会社株主に帰属 する当期純利益			155,855
自己株式の取得			△153
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△296,259	△296,259	△296,259
当 期 変 動 額 合 計	△296,259	△296,259	△155,575
当 期 末 残 高	462,683	462,683	3,484,125

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>1,476,771</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>894,534</b>
現金及び預金	989,463	買掛金	192,893
売掛金	365,399	短期借入金	20,000
買掛金	6,921	1年内返済予定の長期借入金	289,530
有価証券	49,995	リース債	17,337
貯蔵品	21,809	未払金	44,439
前払費用	18,851	未払費用	179,268
関係会社短期貸付金	15,000	未払法人税等	15,228
未収入金	12,489	前受り金	18,439
貸倒引当金	△3,160	賞与引当金	12,410
<b>固 定 資 産</b>	<b>3,939,256</b>	賞与引当金	35,276
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>1,761,013</b>	その他の引当金	69,710
建物	900,975	<b>固 定 負 債</b>	<b>1,020,929</b>
構築物	286,640	長期借入金	466,400
機械及び装置	336,208	リース債	165,279
船舶	1,303	繰上金	240,931
運搬用具	1,378	退職給付引当金	185
器具及び備品	51,935	役員退職慰労引当金	66,483
リース資産	173,271	環境対策引当金	59,221
建設仮勘定	9,301	資産除去債	13,704
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>183,205</b>	その他の引当金	8,725
借地権	173,737	<b>負 債 合 計</b>	<b>1,915,464</b>
港湾施設利用権	2,547	<b>(純 資 産 の 部)</b>	
ソフトウェア	4,881	<b>株 主 資 本</b>	<b>3,037,879</b>
その他	2,038	資本金	770,000
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,995,037</b>	資本剰余金	365,161
関係会社株式	58,340	資本準備金	365,161
投資有価証券	1,507,434	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>1,957,117</b>
その他	429,263	利益準備金	192,500
		その他利益剰余金	1,764,617
		別途積立金	1,000,000
		繰越利益剰余金	764,617
		<b>自 己 株 式</b>	<b>△54,399</b>
		評価・換算差額等	462,683
		その他有価証券評価差額金	462,683
<b>資 産 合 計</b>	<b>5,416,027</b>	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>3,500,563</b>
		<b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b>	<b>5,416,027</b>

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。



## 損益計算書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

科 目	金 額	
	千円	千円
売上高		4,268,213
売上原価		3,770,320
<b>売上総利益</b>		<b>497,892</b>
販売費及び一般管理費		407,279
<b>営業利益</b>		<b>90,613</b>
営業外収益		
受取利息	1,252	
受取配当金	45,710	
その他	16,247	63,210
営業外費用		
支払利息	13,168	
その他	4,664	17,832
<b>経常利益</b>		<b>135,991</b>
特別利益		
受取補償金	49,200	
保険解約返戻金	3,733	
ゴルフ会員権売却益	3,229	
固定資産売却益	1,078	57,242
特別損失		
固定資産除売却損		18,297
<b>税引前当期純利益</b>		<b>174,936</b>
法人税、住民税及び事業税	18,851	
法人税等調整額	△491	18,359
<b>当期純利益</b>		<b>156,576</b>

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位 千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計
				別途積立金	繰越利益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	770,000	365,161	365,161	192,500	1,000,000	623,060	1,815,560
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当						△15,018	△15,018
当 期 純 利 益						156,576	156,576
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)							
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	—	141,557	141,557
当 期 末 残 高	770,000	365,161	365,161	192,500	1,000,000	764,617	1,957,117

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評 価 差 額 金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△54,246	2,896,475	758,942	758,942	3,655,417
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△15,018			△15,018
当 期 純 利 益		156,576			156,576
自己株式の取得	△153	△153			△153
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)			△296,259	△296,259	△296,259
当 期 変 動 額 合 計	△153	141,404	△296,259	△296,259	△154,854
当 期 末 残 高	△54,399	3,037,879	462,683	462,683	3,500,563

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

平成28年5月13日

櫻島埠頭株式会社  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 増田 明彦<sup>Ⓔ</sup>  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 守谷 義広<sup>Ⓔ</sup>  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、櫻島埠頭株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、櫻島埠頭株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成28年5月13日

櫻島埠頭株式会社  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 増田 明彦<sup>Ⓔ</sup>  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 守谷 義広<sup>Ⓔ</sup>  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、櫻島埠頭株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第74期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。  
以上

## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第74期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査担当部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役会決議の内容及び当該決議に基づく業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
 会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果  
 会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月20日

櫻島埠頭株式会社 監査役会

常勤監査役 葛原史朗<sup>㊟</sup>

社外監査役 鹿島文行<sup>㊟</sup>

社外監査役 遠藤眞廣<sup>㊟</sup>

以上



## 株主総会会場ご案内略図

会場 大阪市港区弁天一丁目2番1号 (ORC200内)  
ホテル大阪ベイタワー22階 青雲の間  
交通 地下鉄中央線・JR大阪環状線「弁天町」駅下車

